

後期高齢者医療制度のお知らせ

健康づくり課（南有馬庁舎） ☎73-6641
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

●保険証の更新について 8月からの保険証はオレンジ色です

現在使用している保険証の有効期限は、令和6年7月31日までです。
新しいオレンジ色の保険証を7月中に交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。
なお、更新のための手続きは、必要ありません。



令和6年8月以降

※保険料を滞納していると通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。また事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合もあります。
保険料の納付が困難な時は、お早めに健康づくり課の窓口にご相談ください。

●限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口に提示することで、受診時の窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までになります。

マイナンバーカードを利用して受診する場合は提示不要ですが、カードを読み取る機器が設置されている医療機関に限ります。

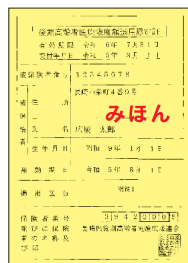
■認定の対象となるひと

「限度額適用認定証」
・課税所得145万円以上690万円未満（年収約370万円～1,160万円）に該当する人

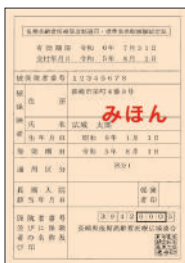
※年収は、年金収入のみの方の金額です。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

・住民税非課税世帯に属している人（同一世帯の全員が住民税非課税の場合）



限度額適用認定証



限度額適用・標準負担額減額認定証

ご注意ください！

令和6年12月2日から、制度改革により保険証は発行されなくなります。

新しいオレンジ色の保険証は、令和7年7月31日まで使用できます

保険証が使えなくなる前に、マイナンバーカードを使って受診しましょう。
マイナンバーカードの利用が困難な人には、資格確認書を交付予定です。

■既に交付を受けているひと

現在使用している認定証の有効期限は、令和6年7月31日までです。

引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証に同封して7月中に交付しますので、申請の必要はありません。

※「区分Ⅱ」と認定されている人で、その期間に90日を超える入院（過去1年以内）がある場合は、別途申請をすることにより、申請をされた日からさらに食事代が減額されます。

■認定証の交付が必要な人は

健康づくり課または、お近くの支所窓口で申請手続きを行ってください。

◎申請に必要なもの

保険証など、本人確認ができるもの

令和6年度 第1回 南島原市職員採用試験

人事課（西有家庁舎） ☎73-6623
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール: jinji@city.minamishimabara.lg.jp



市HP

【募集要領】

●受付期間…7月16日(火)～8月23日(金)

●試験日…9月22日(日)

●試験案内は、市ホームページをご覧ください。なお、人事課および各支所でも交付します。
試験案内を郵便請求する場合は、「職員採用試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を必ず同封して人事課へ送付してください。

【試験職種・採用予定数および受験資格】

●行政（大卒程度）…数名

平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人または令和7年3月までに卒業見込みの人

●社会福祉士（大卒程度）…若干名

平成6年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人または令和6年度実施の試験で取得見込みの人

●土木（大卒程度）…若干名

平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学の土木の専門課程を修了し卒業した人または令和7年3月までに卒業見込みの人

●学芸員（埋蔵文化財保護業務）…若干名

平成元年4月2日以降に生まれた人で、次の要件にすべて該当する人

- ①博物館法第5条に規定する学芸員の資格を有する人または令和7年3月までに当該資格を取得する見込みの人。
- ②大学または大学院において主として考古学またはこれに準ずる課程を専攻した人

●一般事務（高卒程度）…数名

平成11年4月2日以降に生まれた人（ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人または令和7年3月までに卒業見込みの人を除く）

●土木（高卒程度）…若干名

平成11年4月2日以降に生まれた人（ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人または令和7年3月までに卒業見込みの人を除く）

●一般行政（社会人経験者）…数名

平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人で民間企業などにおいて職務経験を5年以上有する人

広告

60歳以上の健康で
働く意欲のある方へ

シルバー人材センター
マスコットキャラクター

あなたの経験や知識を活かしてみませんか。

シルバー人材センター 会員募集中

センターでは、一般家庭や企業、公共団体から、臨時的・短期的または軽易なお仕事の依頼を受け、希望に応じて高齢者に提供しています。お問い合わせは下記連絡先まで!!

お問い合わせ先 公益社団法人 南島原市シルバー人材センター ☎0957-72-7065
南島原市布津町乙470番地 <https://sites.google.com/view/mscity/>
この広告は、高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省長崎労働局委託）により、長崎県シルバー人材センター連合会が提供しています。